

運転者の運転前後アルコールチェックが義務化に

— 五光社メルマガVOL.20 —

皆様ご存知でしょうか？

事業所の飲酒運転ゼロへ。4月、道交法が改正されます。



今回のメルマガは皆様にも知っておいて頂きたい内容の情報をお送りします。私たちはお客様に訪問するのに毎日、長時間自動車の運転をしております。その為安全運転を心がけるのはもちろん、営業車に異常がないかのチェックや運転手の体調管理をしております。

また、年に数回行われる安全運転管理者の講習会にも参加しております。

そこで入手した情報をお送りします。

令和4年の4月と10月に段階的に酒気帯び運転のチェックを事業所単位で義務化されます。

来月（4月）より改正道路交通法施工規則が順次施工され、下記内容にて安全運転管理者（※注1）による運転者の運転前後アルコールチェックが義務化されます。

対象事業所：※5台以上の社有車を使用している事業所、もしくは定員11人以上の自動車を1台使用している事業所。



安全運転管理制度とは（注1）

安全運転管理者制度とは、一定台数以上の自家用自動車を使用する事業所等において、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせる者を選任させ、道路交通法令の遵守や交通事故の防止を図ることを目的としています。

次に該当する事業所は、道路交通法により、それぞれ安全運転管理者、副安全運転管理者を選任して、県公安委員会に届け出なければなりません。

道路交通法第74条の3第1項、第四項

安全運転管理者

- ・定員11人以上の自動車を一台以上使用している事業所
- ・その他の自動車を5台以上（自動二輪車1台は0.5台で計算）使用している事業所
- ・自動車運転代行業者については、営業所ごとに選任が必要

副安全運転管理者

- ・20台以上の自動車を1台以上使用している事業所（20台以上20台ごとに一人）

- ・自動車運転代行業者については、10台以上10台ごとに一人

※貨物自動車運送事業法の規定による貨物軽自動車運送事業者には、安全運転管理者の選任義務があります。

<令和4年4月1日 施工>

- ・運転前後の運転者の酒気帯びの有無を、目視等で確認すること。
- ・酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

<令和4年10月1日 施工>

- ・運転前後の運転者の酒気帯びの有無を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ・アルコール検知器を、常時有効に保持すること。

詳しくは下記URL「警察庁からの案内」を参照願います ↓↓

<https://bit.ly/3lR2XgD>

これらの法改正により、4月までにアルコールチェッカーを購入する企業も急増しておりますので、弊社で扱っておりますアルコールチェッカーを何点かご紹介させていただきます。是非、ご参考にして下さい。

弊社もアルコールチェッカーの取り扱いがございます。

【藤田電機製作所製】

*創業から90年に渡る歴史の中で培った計測器メーカーならではの「高品質」



【商品のカタログは下記URLより↓↓】

<https://f-log.jp/alcoholchecker/>

【中央自動車工業製】

30,000以上の企業・官公庁での実績。警察で検問でも使用されています

SOCIAC
アルコール検知器 **テスターキット**

平成23年5月施行の運送事業者様を対象とした法令では「アルコール検知器の故障の有無を定期的に確認しなければならない」と定められており、これを怠った場合、「アルコール検知器の常時有効保持義務違反」として罰則が科せられます。その故障の有無を、適確・簡単に確認できるのが、「ソシアク/アルコール検知器テスターキット」です。

- アルコール「有」「無」2種類の専用ガスで確認
法令の義務に速確に対応
- 検知器をセットし、
プッシュボタンを押すだけ
簡単・スピーディに確認
- 専用アタッチメント&
可動噴霧ノズル採用
多様な検知器に対応

※アルコール検知器の仕様によっては、正確な確認ができない場合があります。
※アルコールガスの残量や噴霧量によってアルコール濃度が変動します。
※SC-502は未対応です。

(SC-TK1)



【商品のカタログは下記URLより↓↓】

<https://bit.ly/3INXfMq>

＜ご購入後のセンサー交換に関して＞

アルコールチェッカーは精度を保つため、定期的にセンサーの交換が必要です。

*センサーは使用回数が少なくてもご使用期間により精度が保てなくなります。

品薄状態の為、納期等、弊社へお問合せください。



お問い合わせはこちらから

お電話でのお問い合わせは下記へ！

【TEL:042-554-0224】